

## 議決権に関する行使基準（外国株式）

### 1. 行使基準策定の目的

株式投資（海外 REIT を含む）において、受益者の利益を安定かつ継続的に高めていくためには、企業が株主利益の最大化を尊重した経営を行い、長期安定的に企業収益を計上していくことが重要となります。そのためには、企業におけるコーポレートガバナンスが十分に機能することが不可欠です。

議決権の行使基準を示し、それに則って行使を行うことで、企業のコーポレートガバナンス改善を促進し、長期的な株主利益の最大化を目指します。

### 2. 対話・エンゲージメントとの関係

議決権行使においては、対話・エンゲージメントの内容・結果をベースに長期投資家として投資先企業のガバナンス体制等に対する評価、意思表示として賛否を判断します。

その場合、議決権行使基準とは異なる判断となる、または同基準だけでは明確に判断できない議案に関しては、責任投資会議にて審議を行い、適切に賛否を判断します。

### 3. 行使基準

各国の異なる法制度、コーポレートガバナンス・コード等を鑑み、実態を勘案して判断を行います。なお、対象議案についての情報開示が不足しており、かつ十分な説明がない場合には反対します。

#### (1) 取締役会に関する事項

取締役会及び各委員会の構成は、各国の法制度、コーポレートガバナンス・コード等に則した妥当性・適切性を勘案して賛否を判断します。

##### ■ 主な行使基準

- ・取締役会は十分に議論でき迅速な意思決定ができる、適正な規模が望ましい。
- ・取締役会は、ジェンダーを含む多様なスキルやバックグラウンドをもち、経営執行を適切に監督できるメンバーで構成されることが望ましい。
- ・取締役会には独立した社外取締役が複数選任されることが望ましい。
- ・取締役会及び各委員会（監査、報酬、指名委員会等）は、十分な独立性が確保されていることが望ましい。

#### (2) 取締役選任に関する事項

対象取締役の経歴・資質・職務の執行実績、社外取締役の独立性等の妥当性を審議し賛否を判断します。

#### ■ 主な行使基準

- ・取締役としての実態的な活動が不十分（取締役会及び各委員会出席率が75%を下回る）と認められる取締役の再任は合理的かつ納得性ある説明がなければ反対します。
- ・多数の上場企業の取締役を兼務している場合、取締役としての活動時間が十分に確保されていないと懸念されるため反対します。
- ・前年の株主総会で過半数の賛成を得た株主提案に対して、取締役会や各委員会が適切な対応を取らなかった場合には、取締役の再任に反対します。
- ・株主総会の承認を得ることなく、取締役会の判断で買収防衛策を導入した場合、経営者の恣意性を排除する仕組みが担保される等適切なものでない限り、取締役の再任には肯定的な判断は行いません。
  
- ・監査委員会の委員である取締役の再任に対し、下記のケースに該当する場合は肯定的な判断は行いません。
  - ①会計監査人に対して過大な非監査費用が支払われている
  - ②不適切な会計行為が認識されている
  - ③不適切な責任減免契約を会計監査人と結ばれている
  
- ・報酬委員会の委員である取締役の再任に対し、下記のケースに該当する場合は肯定的な判断は行いません。
  - ①株価パフォーマンスとCEOの報酬に負の相関がある
  - ②既存株主の権利を毀損するようなストックオプションの行使条件を変更した
  - ③株主にとって望ましくない報酬制度や報酬慣行が存在する
  
- ・社外取締役が以下の関係にある場合、合理的かつ納得性のある説明がなければ、独立性に懸念があると判断します。
  - ①大株主に関わる人物であること
  - ②親会社、関連会社からの派遣であること
  - ③主取引先からの派遣であること
  - ④当該企業から顧問契約料等役員報酬以外に報酬を受けていること
  - ⑤当該企業の社内取締役と親族関係にあること、等

#### (3) 監査役及び監査役会に関する事項

対象監査役の経歴・資質・職務の執行実績、社外監査役の独立性等の妥当性を審議し賛否を判断します。

#### ■ 主な行使基準

- ・監査役としての実態的な活動が不十分（監査役会出席率が75%を下回る）と認められる社外監査役の再任は合理的かつ納得性ある説明がなければ反対します。
- ・多数の上場企業の取締役等を兼務している場合、監査役としての活動時間が十分に確保されていないと懸念されるため反対します。
- ・監査報告書、監査手続きに関して重大な懸念が認められる場合、肯定的な判断は行いま

せん。

- ・社外監査役は独立性が確保されていない場合は反対します。独立性の判断は社外取締役と同様に考えます。

#### (4) 会計監査人の選任に関する事項

下記のケースに該当する場合、会計監査人の選任に対して肯定的な判断は行いません。

- ① 会計監査人と企業に利害関係が認められる
- ② 会計監査人が企業の財務状況について不正確な意見表明が認められる
- ③ 報酬体系に財務諸表の監査業務と非監査業務の分離がない

#### (5) 役員報酬等に関する事項

役員報酬に関しては、企業価値の持続的な成長を促進するように工夫されたもの、会社全体及び個人の業績に連動するように設計されたもの、独立社外取締役が主要な構成員である報酬委員会で検討されたもの、報酬制度が十分に開示されていることを望みます。

##### ■ 主な行使基準

###### ① 役員報酬

- ・役員報酬の引き上げに合理的な理由がない場合には反対します。

###### ② 退職慰労金の贈呈

- ・社外取締役、監査役への退職慰労金支払いは役員報酬での対応を望みます。

###### ③ ストックオプション

- ・インセンティブ喚起策として有効と判断した議案に賛成します。
- ・潜在的な希薄化比率（未行使のストックオプションも含む）が発行済株式数の5%を超える場合のストックオプション付与には反対します。
- ・行使価格の引き下げは合理的かつ納得性ある説明がなければ反対します。
- ・市場価格を下回る行使価格の設定には反対します。

###### ④ 株式報酬等

- ・ストックオプションの基準を準用します。

###### ⑤ Say on Pay の頻度

- ・毎年総会に提出することを求めます。

#### (6) 剰余金の処分に関する事項

配当政策、内部留保の水準等の妥当性を審議し賛否を判断します。

##### ■ 主な行使基準

- ・剰余金の処分については、原則会社提案に賛成します。
- ・但し、現金配当を選択する余地がない株式配当提案では、現金選択が株主価値の毀損につながる等十分な説明が無い場合、肯定的な判断は行いません。

#### (7) 資本政策に関する事項

資本政策の株主価値への影響等、妥当性を審議し賛否を判断します。

■ 主な行使基準

- ・以下の議案については、原則会社提案に賛成します。
  - －合併、営業譲渡・譲受、会社分割
  - －自己株式取得
  - －第三者割当
  - －新株の発行、授權株数の拡大等

但し、以下のケースに該当する場合は肯定的な判断は行いません。

- ①明らかに株主価値を毀損すると判断される
- ②TOB 期間中も実施が可能で、買収防衛策として機能する可能性がある
- ③議決権種類株式を発行する

(8) 買収防衛策関連に関する事項

買収防衛策の導入・継続は、その目的や内容が株主価値向上に資するものか十分に検討したうえで賛否を判断します。

- ・以下の提案については、肯定的な判断は行いません。
  - ①取締役会に期差選任制度を導入する
  - ②株主が臨時総会を招集する権利を制限または禁止する
  - ③株主の承認を得ずに取締役会の定員変更権限を経営陣に与える
  - ④多議決権株式を導入または多議決権株式との交換を行う
  - ⑤優越的な議決権の付いた株式を新設する
  - ⑥議決権の異なる株式を新設または拡大する
  - ⑦合併承認の決議要件を圧倒的多数とする

(9) 定款変更に関する事項

変更事由の妥当性を十分に検討したうえで、株主価値への影響を考慮して賛否を判断します。

■ 主な行使基準

- ・定款変更の決議要件を圧倒的多数にする提案に対しては、肯定的な判断は行いません。
- ・プロキシシー・アクセスの導入または導入要件の緩和は、原則賛成します。
- ・臨時株主総会招集権の導入または導入要件の緩和は、原則賛成します。

(10) 反社会的行為に関する事項

法令違反行為、行政処分が科された行為、不正会計、公序良俗に反する行為、環境問題への不適切な対応等、社会的責任の観点から問題となる行為をなした企業を「反社会的行為を行った企業」として選定し、ガバナンス強化を考慮した賛否判断を行います。

■ 主な行使基準

- ・明らかに株主価値毀損に繋がると判断される場合、責任を取るべき取締役、監査役の再任に反対します。

- ・また、責任を取るべき取締役・監査役への役員賞与支給および退職慰労金支給にも反対します。

(11) 株主提案に関する事項

株主提案には、社会・環境問題に関する事項から政治活動に至るまで、多様な分野での事項が含まれるが、以下の項目を勘案して賛否を判断します。

- －中長期の株主価値向上に資するものであるか
- －株主の権利をより保護、強化するものか
- －情報開示(気候変動などの非財務情報を含む)により株主にメリットがあるのか

・プロキシ・コンテスト（委任状争奪戦）に係る取締役の選任は、以下の項目を勘案し判断します。

- －企業業績と経営陣の実績
- －プロキシ・コンテストに至った背景
- －候補者の資質及び報酬
- －会社、株主側双方の今後の経営戦略とその実現可能性 等

(12) その他に関する事項

・提案内容について妥当性があるか、対象議案についての説明が十分であるか等、株式価値への影響を審議して賛否を判断します。

■ 主な行使基準

・財務諸表および事業報告書、監査報告書の承認を求める会社提案については、以下の場合を除き、原則として賛成します。

- ① 決算や監査手続きに懸念がある
- ② 開示すべき事項に関して、会社が株主の質問に回答しない

・市場によって、株主が形式的に承認を求められる以下のような形式的な決議事項については、原則として賛成します。

- ① 株主総会の開会
- ② 総会の適正な招集の確認
- ③ 総会が当該地域の法令に従って招集されたこと
- ④ 定足数の充足
- ⑤ 総会議案
- ⑥ 総会議長の選出
- ⑦ 総会議事録に共同署名する株主の任命
- ⑧ 法定書類の届出
- ⑨ 総会議事録の検査人あるいは株主代表者の指名
- ⑩ 総会議事録を承認し署名する株主代表者 2 名の指名
- ⑪ 質問の許可
- ⑫ 議事録の発行

⑬株主総会の閉会

⑭決議事項を承認し執行する権限を取締役に与える

⑮株主名簿の作成と承認

以上